

「新たな訴訟手続」の新設に反対する会長声明

当会は、現在、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会（以下「法制審部会」という）で審議されている「新たな訴訟手続」の新設に反対する。

理由は次のとおりである。

- 1 法制審部会は、2021年（令和3年）2月に発表した民事裁判のIT化に関する中間試案において、現行の訴訟制度とは別に、訴訟の審理期間を6か月に制限する「新たな訴訟手続」の新設を提案した。中間試案は、甲案、乙案の2つの制度案と、いずれの制度も新設しないとする丙案を示した。

これに対して、日本弁護士連合会は、「甲案に反対する。乙案は、そのままであれば賛成できない。」とする同年3月18日付「『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案』に対する意見書（以下「日弁連意見書」という）を提出し、当会もこれに賛成していた。

その後、法制審部会事務局は、同年10月15日に部会に対して新たな制度案（以下「本制度案」という）を提案し、現在、この案が審議されている。本制度案も、従前の甲案、乙案と同様に審理期間を限定するもので、双方当事人が新たな訴訟手続の申述（又は同意）をして裁判所が決定をしたときは、そこから6か月（裁判所はそれより短い期間の指定もできる）で結審するという制度である。

- 2 本制度案には次のような重大な問題がある。

- (1) 第1に、制度の必要性（立法事実）が全く明らかになっていないことである。

日弁連意見書において指摘しているとおおり、通常訴訟手続に対し特則を設けて憲法第32条の「裁判を受ける権利」の要請を具体化した訴訟当事者の訴訟上の権能について一定の制約を課するのであれば、立法事実を精査して、新たな訴訟手続の規律を設けることが本当に必要であるかを検討する必要がある。

しかるに、法制審部会においては、このような立法事実の精査や新たな規律を設ける必要性の検討が十分になされているとは言い難い。

この点、法制審部会は、一応、「検討の必要性等」として、判決までの期間についての当事者の予測可能性を高めることや手続の迅速な進行などを挙げている。

しかし、本制度案は、一方当事者の意向で審理途中での通常訴訟への移行申立や判決に対する異議申立を認めているため、期間の予測可能性が高まるとはとうていいいえないし、これらの申立が実際になされてしまうとかえって訴訟の迅速化に反する可能性もあるのであり、目的達成のための制度として十分な検討を経ているとは思えない。

また、本制度案によらずとも、当事者双方が期間の予測可能性を高めて迅速な進行をしたいとの共通の意向を有しているのであれば、現行法制度のもとでも、裁判所とともに審理を計画的に行うことにより目的は十分に達成可能であり、わざわざ本制度案を提案する必要性も感じられない。

- (2) 第2に、本制度案には、現実に当事者の権利が侵害される危険性が存在することである。

本制度案は、弁護士が訴訟代理人に付いていないいわゆる本人訴訟においても、この手続の利用を認めている。

しかし、日弁連意見書においても指摘されているとおおり、訴訟の知識、経験がない本人が、訴訟に関する専門知識を持つ弁護士の関与なしに、当事者の権利を守りながら、時宜に応じて適切な手続選択を行い、また、適切な審理計画

を立てることは困難である。

なお、本制度案は、消費者問題に関する事件と個別労働事件は対象外としているが、情報・証拠や資力などに格差があるのはこれらの事件だけではないことから、2つの類型だけを除外しても、この制度が持つ根本的な問題と危険性の懸念は解消しない。

- 3 そもそも、この新たな訴訟手続の提案は、今回の法制審への諮問にある「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応」とは全く無関係であるから、他のIT化に関する論点と同時に拙速な議論をする必要性は全くない。

憲法上の権利の制限に関わる重要な問題を含む新たな訴訟手続をどうしても導入しようとするのであれば、別に機会を設け、広く利用者の意見を求めて制度の必要性（立法事実）を明確にするとともに、諸外国の制度調査や法学上の検討、議論を通じて、十分に審議をするべきである。

- 4 以上の理由から、当会は、法制審部会の新たな訴訟手続の新設の提案に反対する。

以上

令和3年12月1日

大分県弁護士会
会長 渡辺 耕太